

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」
の期限延長に関する意見書

特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和27年に「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」が制定されて以来、これまで12回にわたる期限延長が図られ、多大な成果をあげてきているところである。

しかし、近年、局地的な集中豪雨による甚大な災害が続く中、侵食を受けやすい特殊土壌地帯においては、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災など住民が安心して暮らしていくために必要な対策を引き続き講じていく必要がある。

また、特殊土壌の不利な点を補い、収益性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくための農用地整備についても、さらに推進する必要がある。

このような中で、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」が平成29年3月31日で期限切れとなる。

ついては、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土壌地帯の厳しい実情を御賢察のうえ、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限を5年間延長することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

宮崎県議会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠三殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
農林水産大臣	山本有二殿
国土交通大臣	石井啓一殿
内閣官房長官	菅義偉殿